

盛岡信用金庫

旧姓名義による口座開設等の取扱開始について

盛岡信用金庫（理事長 浅沼 晃）は、旧姓名義による口座開設等の取扱いを開始します。

この取組みは、内閣府が女性活躍の視点に立った制度の整備として、婚姻等により戸籍謄本上の氏が変わった場合でも、希望する方が職場等で旧姓を通称として使い続けられるよう推進しているものです。

当金庫もこの趣旨に賛同し、女性が活躍できる環境整備の実現に向けて、希望するお客様に旧姓名義によるお取引を続けることができるようにするものであり、下記の内容で取扱いを開始します。

記

1. 取扱開始日

令和4年10月3日（月）

2. 取扱内容

対象となるお客様	個人（個人事業主を含み、男女を問いません。）
対象となるお取引	普通預金（注1、2、3）、貯蓄預金（注2、3）、定期預金 積立定期預金、定期積金、通知預金 （注1）総合口座、年金受取口座を除く （注2）キャッシュカード発行可 （注3）インターネットバンキング契約可
ご提示いただく 本人確認書類	旧姓が併記された以下のいずれかの書類をご準備ください。 ○運転免許証 ○個人番号カード ○住民票 ○印鑑登録証明書 ※旧姓併記は、お住いの市町村への申請が必要です。

<ご利用いただけない商品・サービス等>

□預金関係

当座預金、普通預金（総合口座、年金受取口座）、マル優・マル特・マル財預金
教育資金一括贈与専用預金、結婚・子育て資金一括贈与専用預金等

□預かり資産等

投資信託、保険商品、債券、外貨預金等

□融資関係

事業性融資、個人ローン、カードローン等

□各種サービス

クレジットカード契約、スマホ口座開設サービス、でんさい契約、外国仕向送金等

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

盛岡信用金庫 事務部事務管理課
電話番号：019-652-2453
お問い合わせ時間：平日9:00~17:00



もりしん あなたのそばに もっと身近に

120 信 **盛岡信用金庫**

もりしん スマイル

当金庫は、令和5年1月19日をもちまして創立120周年を迎える運びとなりました。これもひとえに、皆さまのご支援とご厚意の賜物と深く感謝し、心より御礼申し上げます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS